
第2回 日吉津村議会定例会会議録（第3日）

令和3年6月14日（月曜日）

議事日程（第3号）

令和3年6月14日 午前9時00分 開議

- 日程第1 議案第26号 日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第2 議案第27号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回）について
日程第3 議案第28号 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約の変更に関する協議について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第26号 日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第2 議案第27号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第3回）について
日程第3 議案第28号 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約の変更に関する協議について
-

出席議員（10名）

1番 長谷川 康 弘	2番 井 藤 稔
3番 橋 井 満 義	4番 三 島 尋 子
5番 松 本 二三子	6番 河 中 博 子
7番 前 田 昇	8番 松 田 悦 郎
9番 加 藤 修	10番 山 路 有

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

村長 中 田 達 彦 総務課長 小 原 義 人
総合政策課長 福 井 真 一 住民課長 矢 野 孝 志
福祉保健課長 橋 田 和 久 建設産業課長 益 田 英 則
教育長 井 田 博 之 教育課長 横 田 威 開
会計管理者 西 珠 生

午前 9 時 00 分 開議

○議長（山路 有君） みなさんおはようございます。令和 3 年 6 月第 2 回定例会 3 日目を開会します。本会議としては 3 日目ですが、開会中の各常任委員会会議等を開催していただき慎重審議していただいております。ご苦労様です。

ただ今の出席議員数は 10 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日は議案質疑です。議事日程はお手元に配布のとおりです。議案質疑については同一議案 1 議員 3 回までとします。また、簡潔明瞭をお願いいたします。

日程第 1 議案第 26 号

○議長（山路 有君） 日程第 1、議案第 26 号日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから質疑を終わります。

日程第 2 議案第 27 号

○議長（山路 有君） 日程第 2、議案第 27 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 3 回）についてを議題とします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

加藤議員。

○議員（9 番 加藤 修君） 9 番、加藤です。説明資料の 2 ページ、生理の貧困対策事業、これの説明をお願いいたします。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。この事業の目的でございますけれども、生活困窮者の方への経済的な支援ということになりますけれども、それもあります。さらに言いますと相談者にいかに繋がるかということで、困窮で困っておられる方の相談に繋がるための一つの手立てとして、生理の貧困という今世間でも話題になっておりますが、そういうものをきっかけにしまして、公共のトイレの方に整理用品の引換券を設置させていただきまして、それを事務所の方に持参していただいたり、あるいは直接申し出があった場合には、自宅への送付や無償配布を行って行くということを考えております。

そのような支援を繋げていくことで、相談の声を上げにくい方に関わっていくということの、ひとつの手立てとしていこうというふうに考えております。

そちらの方の見込みとしましては、なかなか対象の方がどの程度おられるかということが、把握しきれないところもありますので、今の取り掛かりとしましては予算的には県の補助の方も3分の1でございますので、それを活用しながら進めてまいりたいということを考えております。以上であります。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（9番 加藤 修君） 9番、加藤です。説明資料にはそういうふうには書いてありますが、この生理貧困について各自治体の取組みが違います。今回上げてあるのは引換券ですね、引換券を持って来る、または申請があったら送付する。これは一般的な今の行政のやり方ですね、もう一步踏み込むということはないのかというところがありますが、渋谷区なんかはですね、公立の中、高、また公共施設において生理用品の引換券ではなしとに、トイレットペーパーと同じ扱いで常設をすると、なくなったら補給をするという一歩前に出たサービスを行っております。それについて日吉津村としても、もう一步踏み込んだサービスにはできないのか答弁願います。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 加藤議員のご質問にお答えします。ほかの自治体によりまして、いろいろな取組み方法を取られているということはお聞きしておりますけれども、日吉津村で今、公共施設はヴィレステと役場の方を予定はしておりますが、これにつきましても、もうちょっと、場所を広げていくことも、今後は検討すべき内容かなということも考えておりますし、先ほど議員からもご指摘のありました設置の仕方ということも、今後は状況を見ながら検討していく内容かなと思っております。

取り掛かりとしましては、まずはその現物を置くというよりは相談をしていただくきっかけを作るために、引換券というようなやり方がいいのではないかと、その現物を置いておりますそのまま、持って帰られるだけで終わってしまうことも考えられますので、役場の方と繋がるきっかけとしては、窓口に寄っていただいたり、あるいは郵送なりでアプローチをしていただくことが、今はまず、こちらとしては対応したいなということを考えて、こういうやり方を考えさせていただいております。以上です。

○議長（山路 有君） 加藤議員。

○議員（9番 加藤 修君） 相談の窓口というかたちを目指しているということですが、生活の困窮どうこうではなしとに、一番デリケートなところで相談はしにくいし、置いといたら無くなるだないとかかそういう心配があるとかどうこう言われますけれども、わたしはもう一歩踏み込んでね、トイレットペーパーと同じ感覚で置いといて、そこにチラシを置いといて、何かありましたらご相談下さいというようなポスターでも置いといて、2段構えでいいだないかなとは思いますがね。

現物がないと、わざわざ引換券持つてお願いしますとは言いづらいと思いますよ。ここはぜひね、ぜひ常設していただきたい。もう一度。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。加藤議員からの重ねてのご質問でございます。あの、先ほど担当課長から答弁を申し上げましたように、やはりこれをきっかけに相談に繋げていくというようなことを、一つの目的として今考えているところでございまして、この制度でございすけれども、ご存知のように米子市、鳥取市というのが県内で始めまして、それをきっかけにこの度5月に行われました県の臨時議会の方でも、県の支援をしていくということが認められて、その補助も使わせていただきながら、本村においても制度化をしていくところでございます。

議員からご指摘のご意見につきましても、非常に理解するところであります。まずは、繰り返しになりますけれども、担当課長から答弁させていただきましたように、これをひとつのきっかけとしまして、困っておられる人がないかというのを、役場の方でも把握していくというような、一つの目的として動きに繋げていきたいという気持ちがございますので、まずはそういった形でスタートをさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

河中議員。

○議員（6番 河中 博子君） 6番、河中です。議案書の11ページです。第9款教育費、第1目社会体育総務費についてです。前回、全協でもお尋ねしましたがけれども、7月24日に予定しておられます。東京2020オリンピックのパブリックビューイングについてです。

場所は体育館、内容は大型スクリーンでということをございましたけれども、説明書の中に村民限定、入れる方ですよ、村民限定約200人を見込んでいる。この選定方法をまず第1点お尋ねします。

もう1点、最近パブリックビューイングを中止する自治体がでております。それを日吉津村としてどうお考えになっているのか、この2点をお尋ねします。

○議長（山路 有君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 河中議員のご質問にお答えいたします。まず、選定方法についてですが、この200人を今想定しておりますが、じゃあ、このだれがというふうなことについては申し訳ありませんが、これから検討を重ねていこうというふうを考えております。まだ、この方というふうなことでは決定しておりません。

それから今、いろいろな地域でパブリックビューイングを中止する流れにあります。日吉津村においては、日吉津村出身の日本代表選手が活躍するのを、何とか応援したいというふうを考えております。感染者があつて、緊急の県内の警報等出れば中止がやむを得ないというふうなこともあるかも知れませんが、感染防止策を講じながらしっかり村出身の選手を応援する、そういう場を設定したいというふうを考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 河中議員。

○議員（6番 河中 博子君） 説明よくわかりました。選定方法をだれに来てもらうかまだ決めていないとおっしゃいましたけれども、あの、わたしがお尋ねしたかったのはどういう方法でその人たちを、村民に限りというふうになっておりますから、たとえば応募されるのか、電話とか、それこそホームページで申し込むとか、その辺のちょっと手段をお伺いしたかったのですが、いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 河中議員の質問にお答えいたします。このパブリックビューイングが、どのような形でできるかというようなことが、なかなか確定がむずかしいところです。たとえばどの局で、このライフルが放映されるのかというようなことが決定なされていないことと、実際にはオリンピック組織委員会の許可を得なければ実施ができないというふうなことも踏ま

えて、なかなかこうだというふうな確定が難しいところです。

ですので、その中でもし可能であれば、たとえば前回ありました聖火リレーの時のように、参加したいというふうなことをまた確認しながら決定していくというふうな方法もありますが、これが困難な時には昨年度ふれあいフェスティバルであったりとか、民俗資料館の特別公開であったように、来られた方に記名いただいて、だれが居るのかということ把握しながら、実施をするという方法も場合としては考えられると思います。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。3点ほどお願いします。初めに衛生費です。塵芥処理費に59万6,000円、当初が605万2,000円計上されておまして、それにこれ追加がされるんだろうと思いますけれども、どういうことでこういうふうになったかということをお願いいたします。

次、10ページに土木費道路建設改良費ですけれども、収入と合わせて見てみまして、国の補助金が社会資本整備総合交付金が説明によりますと、通らなかったという説明であったと思いますけれども、当初2,475万が計上されております。その中で額が少し残っていますね、これ事業全体見てみますと全部にこれは関係する交付金、補助金だったのかどうか。237万3,000円が残っています。で、それは当初組まれた事業の中で、どういう所に充てられるものであるかということをお願いいたします。

次、教育費ですけれども2回の補助金の補正予算の時に、修繕費が組まれました。それに今回またプラスになるわけですけれども、別の所かも知れませんが、これの修繕のことについての説明と、それと備品購入費、説明書が後付けられたんですけれども、よそにない空調設備の器具だということが説明してありますけれども、単価がいくらで何台購入をされるのかということ、それにあたってですがこれは総務費できていますけれども、臨時交付金で入っていますね。その中で、保育所は今建て替えがされるので、多分検討がされなかったのかなというふうに思いますが、子育て支援センターとか児童館とか、まあ場所移動しての事業実施になっていますけれどもそういう所、そして公共施設への設置などは考えられなかったかということをお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えします。9ページ4衛生費、中段でござい

ます。一般廃棄物収集運搬委託料 59 万 6,000 を増額補正さしていただいている件でございます。これにつきましては、当初は前年並みの予算を見込んでおりましたけれども、入札によって増額になったものでございます。内訳を確認をしましたところ、車の購入費、それと人件費の増額分、でこれだけでできたということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 三島議員の質問にお答えします。土木費の道路新設改良費の関連でございますけれども、こちらの方、当初上げさしていただいております国庫補助金 2,475 万、これが国の方の内示額といたしまして 237 万 3,000 円ということで、その部分の差額について今回上げさせていただいております、こちらの方につきまして事業の関係については、工事費の方とあと用地の購入費ということで 4,500 万計上させていただいております。

その他道路橋梁費補助金の関係については、道路メンテナンス事業補助金というのがございますけれども、こちらにつきましては当初上げさせていただいております予算どおりということで、今回の補正の対象になりますのが、こちらの道路新設改良費に掛かってくる部分ということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 三島議員の質問にお答えします。まず、修繕についてです。修繕については、これまでもお話しをしたことがあります、教室の照明、また新しい所でございます。それで教室の照明も、1 クラスの数カ所蛍光灯が切れているところがありまして、ちょっと明るさの基準等も満たしてない中での学習となりますので、早急に変える必要がある所でございます。

続いて空気清浄機の単価等について質問がございました。この空気清浄機も何種類かございまして、当然パワーですね、対応できる広さ、教室等の広さによってその機種の変更が必要になるところです。具体的な単価等はですね、大きい部屋、図書室が教室の数倍の大きさありますが、その図書室全体を 1 台でフォローできる清浄機 1 台が 27 万 5,000 円のものでございます。それから各教室、中造の教室フォローできるものが 1 台あたり 10 万 6,000 円の清浄機でございます。それが 20 台でございます。それから中にはとても小さい教室もございます。それ以外でも来客が常に入れ替わったり等する部屋もあるのですが、その小さい部屋用のものが 1 台 7 万 9,900 円のを 4 台、計画をしております。総台数が 25 台で考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員の質問にお答えします。ほかの公共施設はどうだろうかとい

うことをございますが、この度小学校の方で予算化をさせていただきました。小学校も本当に厳選して部屋数を絞らせていただいております。それで交付金を充てておりますけれども、交付金も無限にもらえるものではございませんでして、その辺の使い方もありますのでもちろん保育所とか児童館、子育て支援センター、必要だとは思いますが。これからその辺で複合施設の建設と合わせまして、どこに設置したらいいのかというのは検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。先ほど土木の方からちょっとさしていただきましたけれども、補助金の減額になったのは今回新設をするものということでしたが、残っていますね、237万3,000円、当初組んだのから今回2,237万3,000円その差額というのはもう一つの事業の方に充てるもので残ったということですか。

全部が社会資本整備総合交付金ということで当初組んでございますね。10分の5.5ということの補助金なんですけれども、さっきこの一つの事業の中での違うようにしてしまったんですけれども、わたしの聞き方が悪かったんでしょうか。

482万3,000円の事業がありますけれども、交差点のね、ところ、おんなじに入ってると思うんですけれども、それ全額が減額にならなくて、残ってるという部分の事業がどこの部分かなということをお伺いしたかったんです。全額が削減されたわけじゃなくて、当初の補助金がね、少しは残りましたってということなんでしょうか。

それとですけれども、後すみません。塵芥処理ですけれども、入札で変わったということでしたが、これって今だいぶ時間がたっていますね。入札っていうのは、いつされるんでしょうか。次年度に向けては、もう予算を組む前くらいにされるのではないのかなというふうに思うんですけれども、ちょっと遅いんじゃないかと思うのですがその点もう一度お願いします。

それから空気清浄機についてですけれども、全額が来るとは限らないという総務課長の説明でしたけれども、そう思います。ですが、この頃情報機関を通じて聞いていますと、年齢が小さい子どもにいろいろな感染症がでてきているということが報道されています。今のコロナだけではないかも知れませんが、やはりそういうことを考えると、今の保育所を設置するために移動もしていますし、なかなかふだんとは違う行動とか部屋の環境にもなっていると思いますので、その点も検討もされて対応していただきたいということと、公共施設ですよ。役場が設置がされていますでしょうか。役場へも設置をされた方がいいなということを思っています。役場の職員さんに何かあった時には、ここ見ていますと何か所かが閉鎖になったりということも

ありますので、その点も検討はいかがでしょうか。もう一度お願い致します。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 三島議員の質問にお答えします。こちらの、今回上げさせていただいております道路改良事業の関連につきまして、先ほどお答えさしてもらったとおりなんですけれども、この当初国からの社会資本整備総合交付金という名目の補助金につきまして、55パーセント言われたとおりなんです、上げさせていただいております。この金額が削減して交付をされたということでございますので、これがどこに充てられるかと別に何かその金額をどこに充てるかというようなことではなくて、当初予定しておりました工事費及び用地購入費の方にこれを充てさせていただく、その財源としましてが、国の方からの補助金が減額になった部分について村債でありますとか、あと一般財源の方からそこを補充するというような形で、事業費が変わるものではございませんので、そういったような形で予算を組ませていただいております。以上です。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えします。塵芥処理費の入札の時期ということでございます。2月中に入札をしておまして、当初予算に間に合わせる予定で進めておりますけれども、あのもれがありましてそれでこの度補正させていただいたものであります。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員の質問にお答えします。役場等は設置はしておりません。三島議員のおっしゃることももっともだと思いますが、財源の問題もありますので、これから検討をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。道路の改良費については、あと少し残ってる当初予算の補助金申請したのよりも、全額が減額されなかったということは、あと残ってる分はその事業に充てていくということで解釈すればいいということですね。全体通じて、そんだけはいただきましたということなんですね。わかりました。終わります。

○議長（山路 有君） 答弁はよろしいですか。

ほかにありませんか。

松本議員。

○議員（5番 松本 二三子君） 5番、松本です。先ほどから出ていますが、説明書の方がわか

りやすいですので、説明書の生理の貧困対策という、2 ページですね、の分です。先ほど加藤議員からありましたので、だいたいの内容はわかったんですけども、細かいことのようにですが、これだいたい生理という言葉だけで若い人はなかなか難しい、来にくいなどというがあるので、これがなんでこういう戒名なのかも不思議なんですけれども、県と米子市がやっているということで、ちょっとわたしとしては乗っかり感があるのかなと思うんですけども、これが事業の成果目標というのがその年度の1年間の目標ということです。

とりあえずとは思いますが、これと事業の目的が女性の健康課題について声を上げにくい風潮ということがあります。この辺の書き方と、先ほどから出ている困っている方の相談に繋がるといって、生活に困窮している。ここと、健康課題を繋げて考えるということもなかなか難しい問題があると思うんですけども、先ほどの加藤議員からの質問の答えでは、役場とヴィレステのトイレに設置するということでした。これはヴィレステは行く可能性があるやも知れませんが、わりかし役場のトイレというのはわざわざじゃないと来ないのかなという考えもありますので、すごく、その後に引換券を事務室に持って行く、この事務室というのはヴィレステならわかるんですけど、じゃあ役場でもらったものはどこに持って行くんだということも、すごく細かいことまで考えると難しいんですけども、ひとつあるのが、これがどのくらいの量、生理用品ですね、いただけるのかという。

全国的にみたら、トイレに一人二つ持って帰って下さいみたいなので、それをわざわざ、変な話しですけども、そこに行ったらじゃあ、困窮していますよという、わざわざ、見られるのではないかという不安も出てくると思うんですよ。その辺のことも考えるとわざわざ行くんならば、じゃあ、どのくらいの量、量ってわかりますよね。生理用品の、もらえるなら行くかなっていうのをちょっと、若い人に聞いてみるとやっぱり、売っている一袋いただけるんならということで、わたしはこの2万円の3分の1補助に対して、4万2,000円の一般財源を使ってどれくらいの生理用品の量を、それをどのくらい一人分を考えて検討した金額なのかという点と、あとやっぱりこのなんとなく、反対にほんとに声を上げにくい人の役に立つんなら、これだけやって一人でも繋がれば十分な事業じゃないかと思えますけれども、その辺の金額的なことを一つお聞きしたいです。

それと、先ほど出ていたパブリックビューイングの分です。ちょうど河中議員から出ていましたが、これも社会体育5ページですね。これも村からオリンピックに出るといことは、本当にすごいことなんで応援したいのは本当にあるんですけども、先ほどありましたように何が聞き

たいかという、これも細かいようですが概要書が気になりました。ここでパブリックビューイングを通じ、村民の運動意識の高揚をはかるという成果目標なんですけれども、これはわたしはこの中口さんが高校生さんですね。高校からやった子ですね、そういう子どもさんが日吉津村からでもオリンピックを目指せるんだよという、教育委員会関係の日吉津小学校の子どもさんは、陸上も水泳もすごく頑張っておられますので、そこについて、子どもが将来自分がオリンピックに出られるんだぞという考え方でこれをやられるんならわかるんですが、村民のスポーツ意識を高めるという内容ではちょっと、悪いことはないんですけれども、もっと子どもに夢をもたせるとか、そういうふうなのでやっていただけのらいいなと思うんですけれども、その辺の教育委員会の見解をひとつお聞きしたいと思います。

後、80万円です。これがまあ先ほどありましたように、やっていいのか悪いのかという声がある中で、やるべきなのかというのはちょっと、いろんな声が出るとは思いますけれども、その辺のご意見もお聞きしたいと思います。値段的なものですね。その辺をお願いします。すみません、分かりにくいですが。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 松本議員の質問にお答えします。今配布を予定しております数としましては、1人引換券1枚あたり5枚ということで想定をさせていただいております。

一応予算としましては、100パックを計上ということで考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 松本議員の質問にお答えします。パブリックビューイングに関しまして目的でございますが、おっしゃるとおり子どもたちが将来夢を持ってチャレンジしていく、とても大切なことだと思っております。

先般、村内の方が走られた聖火リレーのトーチを小学校に拝借いたしまして、全ての学年、順番にそのトーチに触ってみたり、持ち上げてみたり、観察してみたりというようなこともしたところでございます。おっしゃるようにそういうことを通して子どもたちのチャレンジ、夢をはぐくんでいきたいと考えております。

このパブリックビューイングに関しましても、ぜひ、子どもたちとご家族と一緒に観賞していただいて、一緒に応援して、おっしゃるように子どもたちのスポーツに対する気持ちが高まっていくようになるというふうを考えております。目的としてきちんと書いておりませんが、気持ちはそういうことでございます。

値段の問題と最終的におっしゃいましたが、先ほど課長が答弁しましたように、コロナ感染対策をきちんとしたうえで、やはり応援していきたいというふうに考えておりました。値段に関しては、業者委託をしてきちんとした形でやる必要がありますので、わたしどもの手前では手に負えないということから、見積もりを取ったところがこの金額ということで、実際に大人数で見ようとすると、プロジェクターそのもの1台が10万円以上するというようなこともあったりしまして、今、あんまり明るさの少ないやつで予算化しているんですけども、本当はもう少し明るい方がいいんだというふうに業者は言うておりますが、というようなことがあってこれでまあ、この金額でなんとかできるかなという状況でございます。ご理解をいただいたら喜びます。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（5番 松本 二三子君） 5番、松本です。金額のことは問題視されたんだと思いますし、これは社会体育一般で出ておりますので、子どものことばかり言えないのかなというのはわかりますんで、子どもさんにもしっかり見せてあげてほしいと思います。

ただ、先ほど、生理の貧困の方ですけども、5枚だというお話でしたけれども、これは多分中が見えないような袋に入れて渡すんだろうなと思いますけれども、ちょっとこれ的にはどうなのかなという気はします。ただ、まあ鳥取県、米子市などみて、これくらいなのかなというのは、よく、そこまで調べておりませんのでわかりませんが、これでちょっと人に来てもらおうというのはなかなか難しい問題があるのじゃないかなと思いますけれども、トイレにある引換券には、お一人様何枚みたいなのは書かれるんでしょうか。これで1個終わっちゃう。終わります。

○議長（山路 有君） じゃあ、教育委員会の方はもうよろしいですか。

○議員（5番 松本 二三子君） はい。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 松本議員の質問にお答えします。設置を予定しております引換券には、その枚数のことも書きますし、また、その配布する場合にあたってはですね、相談できるような場所の関連機関の連絡先の一覧ですとか、こういう場合にはこういう相談ができますよということが、今後の相談に繋がるようなチラシのようなものも含めて配布を予定しております。

これは、何回とっていただけるという制限があるものでもありませんので、必要な方はこのあたりの枚数の設定につきましては、他の自治体の様子もいろいろ確認したんですけども、結構

まちまちなところもございまして、まずはこの枚数で進めてみながら、また今後は検討も必要であればその辺は柔軟に対応していこうというふうに考えてはおります。以上です。

○議長（山路 有君） 松本議員。

○議員（5番 松本 二三子君） まあこれは、はっきり言ってやってみないとわからないというところもありますので、きちっと対応していただきたいと思いますが、一つヴィレステで行ったんなら、じゃあどこに引換券を持って行くのかと、役場だったら何課に持って行くのかという点と、最終的にこの事業を本当にこの1年間ではなく、きちっとした考え方でやっておられるのかというのを、最後に村長にお聞きしたいと思います。これ、2点でお願いします。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 松本議員の質問にお答えします。窓口となります課は福祉保健課ということになりますので、うちでお受けする形になります。以上です。

〔「ヴィレステはどこに言うの。」と呼ぶ者あり〕

○福祉保健課長（橋田 和久君） ヴィレステにつきましては、ヴィレステの事務所ということになります。

○議長（山路 有君） 2ヵ所になあと。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。あのこの事業ですけれども、今のコロナ状況が非常に長引いているということで、そのことが生活にもいろいろ影響が出てくるのではないかとということで、それに対応する事業として今回、この事業を上げさせていただいておるものでございます。

ですので、期間につきましては当面このコロナ対策ということで今年度を今のところは考えているところでございます。先ほど課長の方から答えましたけれども、ヴィレステの方にも保健師が居るというような体制になっておりますので、そちらに相談していただければと思います。

仕組みのことについても、先ほど来答弁させていただいているところでございます。やはり、効果があるようなことにしていけないといけないと思っておりますので、当面、今答弁申し上げたような仕組みでスタートさせていただく方向ですけれども、先ほど加藤議員、それから松本議員からもいただきましたご意見等も念頭に、また、検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。主に4カ所ぐらいで伺いたいと思います。まず、1点目は予算書の7ページの、先ほど来出ておりますが今の道路改良ですね、社会資本の交付金の問題ですが、この交付金が2,200万減額になったということで、この事業は多分、事前になにか設計書とか計画を出して終わったらまた報告を出すみたいな、そういうちょっとソフトな部分があると思いますが、今回、減額になるというのはこれは前年度に国に申請をしていたのが、年度当初に減額になったのか、この言いたいのは6月に早速減額というのはなんかえらい手続きとしては早いような気もするんですけども、その辺の段取りはどういった具合だったのかなというのと、それから結局その分を村債で賄うということで、先ほど来、三島議員の議論で多少説明になっていると思うんですけども、もう一つわかりにくいのは、結局まあ、交付金の減額と村債の増額の差額があるということで、これ繰越しの額があるからというのかなと一瞬思うんですけども、結局率直に言ってこの減額分と増額分の差額っていうのは、基本的にどうなんだということを知りやすく説明をいただきたいと思います。それが1点目です。

それから2点目は予算書の8ページ、先ほどから出ております、生理の貧困事業ということでありますが、まずはわたし自身もですね、貧困対策、特に先ほどの村長の答弁でコロナ対策ということで言えば、まずはハードルを低くして利用していただくというのが一番だろうと思います。

あえていうと、役場に来て利用するというのもともとハードルが高いと思いますね。ですから、そこに役場まで来た人だったら相談して下さいというふうに言えば、その人なりの判断で相談ができるのではないかな、あるいは後ほど電話でもして下さいといえれば、電話するのではないかなと思うので、考え方としてはまず、使っていただくことが、で、その上で様子を考えるということが必要なんではないかと思います。

実施期間についても、本来これは基本的には恒久的にやるべき問題だと思います。いわゆるジェンダー平等の観点から言うのですね。女性の方に必要なものでありますので、トイレにトイレットペーパーがあるのとまったく同じことだというふうな、そういう発想で今後も取り組んでいただきたいと思います。

それである質問ですが、これあの米子ですか、中学校なんかのトイレとかには同様なような対策がされているのかどうか、その辺も確認をして連携を図る必要があるんじゃないかなというふうに思ったので、まああの質問は今の点になろうか思います。

それから次にですね、先日全協の時に伺いましたが、8ページの中電柱移転の負担金というこ

とで、担当課長からその辺の経過がもう一度、要するに中電柱を複合施設のために移転するにあたって、220 万円を村が負担するという辺の経緯を、簡単に結構ですのでご説明をいただきたいと思います。

それから最後 4 点目ですが、これもパブリックビューイングの話ですね。まああの、コロナ対策とかいろいろな課題がありますので、はっきりとしたことは言えないかと思いますが、説明書によると 24 日とありますが、わたし検索したら 25 日じゃないかなと、日曜日だからやりやすいのかなと思うんですけども、そういうふうに感じていますが、小学生等が見るということになるというんな配慮が必要かと思うんですが、そのパブリックビューイングでなくてもアーカイブのような形で、学校で見てもらうというふうなこともできるのではないかなと、ちょっと思っていますんで、その辺も弾力的に今後のコロナ対策と絡めて考えるべきだと思います。

それからもう 1 点は、この設置委託料は契約というものはいつ頃のものなのか、要するにコロナが非常にきびしくなくて取りやめと言えるタイミングというのはあると思うんで、もしその辺がわかれば契約日あたりを教えてくださいと有難い。以上です。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 前田議員のご質問にお答えします。村道役場線の交差点の改良事業の関連、減額になったと、国からの交付金が減額になったということで、これは前年度からすでに県等ヒヤリングを重ねながら、村の計画について県を通じまして、国の方にも上げさせていただいておるところでございまして、当年度の予算内示につきましては、年度末ないしは年度初めというような時期に、数字が提示されるというところでございます。

こちらの方の予算の詳しい所で申し上げますと、ちょっと三島議員の答弁と重なる部分がございますけれども、事業費が 4,500 万でその内の 55 パーセント、これを社会資本整備総合交付金 2,475 万で当初予算を組ませていただいております。

後、村債の方が、事業費と補助金との補助の残差部分について、これの 9 割部分を村債ということで 1,820 万当初予定させていただいております。残りの部分についてが一般財源からというような、予算組みをさせていただいておりますけれども、国の方からの内示額が 237 万 3,000 円ということでございますので、それに合わせて村債の方につきまして 1,820 万のものを 3,830 万ということで 2,010 万の増額をさせていただくということでございますし、後、一般財源の方につきましても、当初上げておりましたところが 205 万という部分で上げさしてもらっておりますけれども、こちらを 432 万 7,000 円ということで、227 万 7,000 円を増額という形で今回補

正を上げさせていただいております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えします。まず、生理の貧困対策についてのご質問でありましたけれども、議員ご指摘のとおりこれはやはり使っていただいて意味のあるところではありますので、やはりそういう意味ではヴィレステをひとつトイレとしては考えておりますが、それ以外にですね、電話やメールでの申し込みに対しても対応するという事で、それにつきましては郵送で送らせていただくというやり方も考えておりますので、相談に繋がるようなきっかけとしては、そのような申し込みをしていただけるということで考えております。

それから2点目の、中電柱の負担金のことにつきましてですが、これは複合型子育て拠点施設の新築工事に伴って、中電柱の移転が必要となりまして、その移転に係る費用を村が負担をするというものでございます。これは公共事業の施行に伴う、公共補償基準要綱にのっとり負担を行うものでありまして、これは公共事業の起業者であります日吉津村の方が移転に伴う費用負担を行っていくというものになります。

これにつきましては、工事に伴いまして電柱としての機能を廃止、あるいは休止するという必要ができた場合には、この機能回復が図られるように補償を行って行くということが、原則となっておりますので、この度の電柱の移転に伴う費用負担について、村の方が負担を行っていくというものであります。この基準要綱によりますと、第4条には補償の方法としては、公共補償は金銭をもってすると規定されておりますので、金銭負担ということで考えさせていただいております。以上であります。

○議長（山路 有君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 前田議員の質問にお答えします。まず、生理用品のことについてです。米子市等の中学校にどれくらい配置をいうふうなことですが、正確な状況については把握はしてございません。多少質問の趣旨とずれるかも知れませんが、コロナの影響等に関わらずですね、それ以前より小中学校の保健室には生理用品は常備してありまして、必要に応じて児童生徒に配布もこれまでもされているところであります。

それからパブリックビューイングについて質問がございました。契約等については、まだこれからでございます。どの放送局で流れるかというふうな放送計画等が、まだしっかりできていなくてですね、いろいろ問い合わせをしてもまだ確定をしておりますので、またそういったこと

も併せて契約はこれから先となります。ただ、いずれにしましても、見たくても見れなかった子どもたちもあるかも知れませんが、そういった子どもたちも全員がまた見れるような方法も考えていきたいというふうに考えおります。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の質問にお答えします。社会資本の整備総合交付金のことについて若干補足ですけれども、今回内示が出まして当初の見込みよりだいぶ減額となったというところでございます。その減額分をどうして穴埋めするかという話なんですけれども、そこを村債で充てるということです。その差額分を村債で充てるんですが、村債の充当率が90パーセントですので、9割部分を村債でそして残りを一般財源ということなので、減額分と村債の額は違いますけれども、そこには一般財源も充当をしておるということで、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） まあ1点目については、経過はわかったんですけれども、どうもですね、この減額が大きいもんですから、そのあたりのなにか特段の事情があったのかなとちょっと思ったもので、善後策の対応は承知しましたのでと思います。

それから今の生理用品ですが、言いましたのは要は事務室に届けずに、まずは使ってもらったかどうかということなので、ぜひそういったことも踏まえて検討いただければなと思います。それで中電柱のやつには要綱ということであとでもいいですが、もう少し正確にですね、なにになにの要綱ということで、後で教えていただいたらありがたいなと思います。

中学校でのものについてはぜひ確認をいただいてですね、やはり子どもの目線から言えば一緒だと思いますので、よく連携をしてやっていただいたらなと思いますので、よろしく願います。以上です。どうも。

○議長（山路 有君） 答弁はよろしいですか。はい。

ほかにありませんか。

井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。一つだけ伺いたいと思います。この議案説明資料の方なんですけれども、この中に三つ目ですかね、感染症生活困窮者自立支援事業というのがあります。この対象が特例給付が活用できない生活困窮世帯に対して経済的支援を行うということになっております。これはどれくらいの対象者を見込んでいらっしゃるのでしょうか。それが

1点です。

また、どういう方が対象だっちゅうことは、もうすでに役場の方で把握できているんでしょうか。

それから3点目が、特例貸付を受けているものは対象外と、特例貸付が活用できない生活困窮者が対象であるということなんですけれども、これは特例貸付をすでに受けている人は対象外なんでしょうか。貸付は貸付ですし、ここの事業は給付ですよ、給付ですので正確がちょっと違うんじゃないかと思うんですけれども、具体的にこの活用できないという、どういう形態なのかということの説明も含めて、3点目をちょっと説明していただいたらと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 井藤議員のご質問にお答えします。まず、こちらの事業につきましてですが、対象となられます方は、社会福祉協議会が実施しております特例給付貸付ですね、緊急小口資金、それから総合支援資金という生活支援の費用を貸し付ける制度がございますけれども、こちらの方の制度を利用できないご家庭を対象ということで、作られた制度になります。

対象がですね、何世帯くらいあるかというところで言いますと、申請をされるというところと、後は、所得要件がございますので、所得が確定ないとわからないという部分もございますので、正直何件というところのはっきりとした数字はございませんが、ただ、今、総合支援資金こちらの方を3ヵ月の3回まではご利用いただけるということになっておりますので、そちらの延長ができない方、もうすでに3回ご利用されている方といいますと、一応今、4世帯ほどおありかなというところは見込みをさせていただいております。

ただ、こちらの方もですね、申請期間が延びたりですとかいうことがございますので、他の制度の方も若干申請期日が延びたりというところで、その方がまた必ず申請をして来られるというところもはっきりわかりませんので、一応その4世帯プラスほかにも困窮家庭の申請もある可能性があるというところで、合計でいいますと8世帯分の予算計上をさせていただいているというところになります。

それからですね、長期化に伴い特例貸付を活用できない世帯というところになりますけれども、こちらについては借入れの限度額すでに到達されている方でありまして、再び貸付を希望されてもそれが不承認となられたような世帯につきましては、対象でないというようなことがございますので、そのような方に対しての給付ということでこの度の制度が作られたということになっております。以上であります。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） もう少しこの件についてちょっとお聞きしたいと思いますけれども、先ほどおっしゃっていたように特例貸付ですね、福祉協議会の特例貸付が3月末から調べたところでは6月まで延期になっておる。申請期間が延期になって対応がのばしてるということで、多少その3回が限度だといってもまだまだこれから2回目、3回目も借りられる方も多分にあるかと思うんですけれども、そのあたりも考えた時にはその対象というの、ずいぶん今後、変動してくる可能性があるという理解でよろしいですか。ということでよろしいでしょうか、どうでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 井藤議員のご質問にお答えします。先ほど議員のおっしゃられたとおり、申請期間ですね、延長されてきておりますので、今まで1回、2回受けておられた方がさらに延長ということも、今、可能になってきておりますので、そういう方についてはその2回目、3回目の貸付を希望されて、それが延長がかなわない方が、こちらの給付の対象になってくるということになりますので、当初の見込みよりそのあたりで、対象の方が少なくなるというようなことはありえると思っております。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

はい、井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） このあの、給付金の対象が貸付ができない方ということになっておりますんで、おのずとそういう人には事前に連絡してあげれますよね。対象がですね。

それから例えば、この給付金の特例貸付を活用される人、されていない人も、片やこれ貸付ですし、先ほど申しましたように片や給付金ですので、これ特例貸付が頭がない人もこれ給付してあげれるということは可能なんでしょうか。給付金の方だけででも対応ができるんでしょうか。あるいはその特例貸付の方が、先行するということが前提なんでしょうか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 井藤議員のご質問にお答えします。これはさまざまな支援制度、貸付制度が扱われて中でですね、さらにまだ困窮の状態が続くという方に対しての給付ということですので、まず貸付の方を優先的に、相談がありましたらお勧めする形になりますし、その貸付の制度がご利用できない方が、基本、給付にまわれるということですので、先にこの給付からということではないと、貸付の制度が利用できない方、もう利用しきった方という

方が対象になってくるということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。1点だけお伺いしたいと思います。これも全員協議会やら、その他のところで質問を繰り返していたと思います。今の、ヴィレステの太陽光発電の話です。これについてはさる5月の臨時会において、一般財源で補正をしてこれをなおしますよということであったものであります。この度53万7,000円がこれは保険金として雑入で入り、一般財源を同額で減額をして、説明については財源を振り替えをしておるということで、お金の流れはわかりました。

それですね、この保険が5月の段階では出るか出ないかわからないよということで一般財源を充当したわけでありますが、この保険業者といいますか、保険対象はどうこれを判断して保険金の支出をしましょうということになったのか、そのいきさつとかどういう状況で保険対象としたのか、その点。

それから今後はこの修繕等については、どのようにこれを行っていくのかということがあります。この点についてご説明いただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えします。5月の臨時の時点では、まだ保険の申請中ということで、実際出るかどうかわからなかったということでございます。それについては、太陽光パネルの一部損傷ということで手続きを行ったところでございます。

今後につきましても、申請に保険会社からの直の話ではなくて、あくまで申請は村側ですので村が申請をしてそれで保険金が下りれば、こういうかたちで財源に組み込んでいくということになると思います。以上です。

○議長（山路 有君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 橋井議員のご質問にお答えします。今、太陽光パネルの修繕についてのご質問がございましたが、すでに修繕についての契約等は終えております。それでその修繕に関わってですね、ヴィレステの運営等には差支えがないということで、今のところ8月末までには、工事は完了するというふうなことでの約束はできておりますが、具体的には細かい計画については、それ以上はまだはっきりとしていないということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 今の答弁の中で、肝心な部分が答弁されていないというふうに思います。この物件をですね、これを保険の申請をするのはこちらがするわけですが、保険業者がこの損傷物件をどのようにこれは保険対象になるよということを判断をしたのか。要するに故意の過失であるのか、自然の云々であるのか、ここが大きな気になるところです。

というのは今回の現象は、これで保険が出たんですけれども、今後このような事態が繰り返した場合には、どうやって対応していくかに対しての、未然の防止策を考えないといけないし、その部分がちょっと気になってるんです。実際にこの物件のですね、写真とかはそんなんは見えないんでわからないんですけれども、この現物の状況というのはいったいどういうふうな状況だったんですか。それでどういうふうに保険屋さんは対象物件と判断をされたんですか。その点はどうなんですかね、気になるところです。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えします。太陽光パネルの壊れたところのちょっと写真を見ましたけれども、一部がこう落下物みたいな形があつての損傷の落下物なのかはわかりませんが、ひびがはいっているというような状況でございました。おそらくまあ、申請は直接しておりませんが、そういったひび割れ写真を添付して送付した中での保険者の判断ではあつたと思いますので、それはどう判断されたかはわかりませんが、それが該当になると、適用になるということで保険金がおりましたものと思います。

今後もういった未然に防ぐ策があるかということでは、なかなか考えにくいところではありますが、そもそもが壊れる物ではないというふうに思っています。それが壊れるということとは何かしら原因があるわけで、その辺を壊れた際には保険会社の方にしっかり伝えていきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） これは質問のあれではないんですけれども、先ほどの答弁を伺っていますと、これは自然状況においての損傷とは考えにくいというふうに判断してもいいのかなというふうに思います。これが人為的であるかということは軽率には言えない部分があるかも知れませんが、それらの部分ではやはり啓発をしていくということではないにしてもですね、そういう事象もありましたよということぐらいは、何らかの形ででも、ちょっとどういう方向がいいのかなというふうに思いますけれども、それはちょっと対応しておいた方がいいのかな、小学校のあの上までは多分投石をしても、小学校の場合はちょっととどかないでしょうし、体育館に

してもそうです。ヴィンステが丁度手ごろな高さということがありますから、今後はそれらの対処方法もちょっと検討しておいた方がいいかも知れませんね。それと保険屋さんとの対応の仕方、保険の条項項目等については、再度きちっと、一度洗い直しをされておいた方がいいかも知れませんね。以上で終わります。

○議長（山路 有君） 答弁はよろしいですか。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ないようですので、質疑を終わります。

日程第3 議案第28号

○議長（山路 有君） 日程第3、議案第28号鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。これあの、全協でもお聞きはしましたけれどもみません。もう一度、これをここの議会にかけて、議決をしなければならないという理由といたしますか、それをもう一度説明していただけますでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員の質問にお答えします。この6月議会で議決をしなければならないという理由ということですが、今度、このうなばら荘の運営につきましては、この3月末で一般財団法人としての指定管理の期間が終わり、翌年度から違った民間事業者による運営を考えております。そのためにはこの残された期間に、新たな事業者を公募してその特定の事業者を選定する必要があります。

西部広域行政管理組合の規約の中にこのうなばら荘に関して、共同処理事務するということで規約が定められております。それを規約変更するためには、構成市町村のすべての議会においての規約変更に対する議決が必要になってまいります。先ほど申しました、新しい事業者を公募するに計画としましては8月を予定しております。8月に公募をかけるためにはまず、西部広域行政管理組合の規約の中の共同処理事務に関するということを外しておく必要がある。そこはきちっと、来年度からお任せしますよという条件を整えておく必要があるということで、この度の議

会でやらないとその8月の公募に、規約変更が間に合わないということでこの度にさせていただきます。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 説明はわかりましたけれども、これ、当初の計画から少し伸びましたね。公募をしていくまでが、期間が延びておりますけれども、この県のこの前説明を聞いた時に申請をするのにこれの議決書があった方がいいとか、添付をしてということがあったと思いますけれども、3月にここ閉めるとということがわかっておる中でも、これをやはりしないのだめということなんですよね。これを必ず添付をして申請をしないといけないということでしょうか。

ただ、公募をするにあたってその事業者の人に対して、完全にここはこんなふうにしますよということを示したいがために、これをするのかってということなんですけれども、それはどうなんでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員の質問にお答えします。まず、県の申請のためには構成市町村の議決が必要かということにつきましては、地方自治法の286条の方に共同処理事務を変更し又は一部事務組合の規約を変更しようとする時には、都道府県の知事の許可を受けなければならないというふうになっております。そして、同条290条にはそのためには地方公共団体の議会の議決を経なければならないというので、県の申請のためには必ず構成市町村の議決が必要となってくるということです。

それとその時期の問題とはまた別個になりますけれども、やはりこれは西部広域行政管理組合、そして構成市町村の考えで来年度からまかせるのであれば、公募する前にやはり規約を変更するということをしておく必要があるだろうという判断の基にさせていただいているところです。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。先ほどの質問と同じような趣旨の質問になるんですが、要はこの広域の規約の変更に対する構成市町村議決が、いわば公募のための条件にはならないと思うんですけれども、公募のための要件だというふうな説明でありますね。その辺がですね、わたしそれに関していくつか質問したいと思いますが、正副管理者会の決定でいわゆる公

募の業者にとっては、そのことが非常に足かせになるのかと、実際公募の要綱をぜんぜん見せてもらっていないので、公募の要綱にすでに議決しましたっていうようなことが書かれるのかということですね。現実的にいうとわたしは、正副管理者会で決定されていたら、まああの、公募する業者にとって、現時点でそれ以上の問題が何か求められるのかということはないんじゃないかと思って、逆にいうとそういう話がされているのかという、ちょっと穿った見方になってしまって、だから正副管理者会の決定で今のこの総務課長の説明によって、正副管理者会の決定とは何ぞやということになるんじゃないかということです。

それから関連しましてですね、この結果を米子市が取りまとめるということの意味合いがどうなのかと、共同処理事務だからどっかのいわゆる広域でなくて、構成市町村のどこかが取りまとめるというふうな説明なのかなと思うんですけども、それにしてもなんだか米子市が取りまとめるということが明記されているのは、どうも何となく下賤なことということで、従来広域の共同事務をほかに何か廃止する場合に同じような手続きがとられたのかなと、これはすぐにはわからんかも知れませんが、以前にもわたしが知っているのは、視聴覚ライブラリーみたいなものを廃止するということがあったので、そういった時の手順も基本的にこういうことだったのかということとを、ちょっとわかれば教えていただきたい。

それで、タイムスケジュールを見ると、いわゆる広域における規約変更の時期というのが書いてないわけですね、必要ないのかどうなのかっていういわゆる県の許可で終わりみたいにして書いてあるんですが、いわゆる広域の議会で議決する必要があるんじゃないかと思いますがその点は記載されていないように見受けられるということですね。

それでまああの、繰り返しのよう話になりますが、結局公募で選考された業者さんというのは、あくまで優先交渉権者ということであって、その時点ですべて内容が決まるわけじゃないんですよ。ですからそういった点を考えると、この6月に募集要項も見ずに廃止の議決をするというのは、議会としても非常に無責任な形になるんじゃないかなと、あえて言えば他の市町村にとっては日吉津が納得するならいいよみたいな話になるんじゃないかと思うんで、やっぱり一番関連のある、利害関係のある日吉津村としては、もう少しそのあたりを慎重に考えて見極める必要があったんじゃないかということとを、そういった趣旨で改めてこの時期にこのいわゆる募集要項の案もない、あるいは特段に追加の説明もない中で議決をしてしまうのは、非常にわたしとしては責任が取れるかなという不安を感じているということとであります。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の質問にお答えします。まず、募集要項なんですけれども、こちらは今案をねっている段階でございます。まだ最終的には決まっていないということでございます。それからその規約の変更云々については、これには記載されないものというふうに思っております。

それから共同処理事務を米子市がということですが、これはだいたいこれまでのいろんな手続きにつきましても、こういう流れで米子市が中心になっていただいて、手続きを進めていただいていると認識しております。それから規約変更の議決というのは、これもはっきりは定められておりませんが、おそらく11月の組合議会あたりでされるのではないかなというふうには思っております。

ただ、これもちょっと定かではないということでございます。それで6月の議決の必要性については先ほど申し上げたとおりでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） まあいくつかの点ではっきりわからないということがあるわけですが、この規約を、これの適用は来年4月ということになっているので、逆にその間に公募したり、あるいは契約を結ぼうとしたけど不調に終わったという場合には、当然見直しせざるを得んとは思いますが、まあそういった留保があつて来年4月ということになるとは思いますが、そのことも含めてなんかその今議決をとにかく取りつけてしまうというのは、これは日吉津村の立場からいうと、非常に不安がある内容ではないかなと思うので、そのここの広域での議会の議決事項も、議決も、ここに書かれていないというふうな内容で決定するわけにはいかないんじゃないかというふうに思いますが、その辺村長はどのように考えられますか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。広域でのこの議決は、必要ないものだと思っております。各構成市町村の議会で、今回上げさせていただいております協議について、議決をいただいた後に、構成市町村のうちの代表であります米子市がこの議決結果をそれぞれを取りまとめて、県にこの規約の変更許可申請をしていくということで、これ県からの変更の許可がおりたらそれで、共同処理する事務は廃止になっていくというような手続きの流れになるかということで理解をしているところでございます。

この件に関しましては、これまで広域の方でこのうなばら荘のあり方検討というのがしてこられたわけでありまして、その中で今民間にその運営を担っていただくということで施設の売却

をしていく方向性になっているところ、そのためにというかまずはその広域として今の広域福祉センターの設置というのが、今の状況では非常に時代のニーズも変わってきており、広域で持つのは難しいというのがまずは第1の整理だと思っております。その中で、民間の事業者が手を挙げてくれるところもありそうだという中で、今の手続きを今回の議決にしてもお願いをさせていただいているところでありまして、これ立場を変えて民間の方から見てみますと、やはり何かしらのその広域としてのこう決めましたというものが必要であるというふうに思っています。

なので、この度この時期に上げさせていただくというのは、この公募を行うという前に各構成市町村の方で議決を取って、民間の方にもまあ要は広域としての全体の考えはこうですのでまあ安心してというか、手を挙げていただくということで、これはそのように認識をしているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） わたしは公募をするなど言っているわけじゃあないんですよ。手続きはその方向で進められていることは、承知しているわけですけども、今村長の答弁された内容は、例えば前から言っているように、村民にきちんと説明がしきれたかということになると、全然そうじゃないと思うんですよ。今後、どういうふうな事業に活用されるのかなというふうに考えている人もあるだろうし、今なお何とか、うなばら荘は存続できないのかなという人もあると思います。だけど着々とそこに進んでいるわけですけども、何も今言われるように次の、まだこれから公募をする業者さんのために、すべての構成市町村がここで議決をして、もう後戻りはしませんよと、施設の事務は行いませんよというふうなことを、今決める必要はないんじゃないかというふうに思うんで、本当にその点で、とりわけ日吉津村においてはそこをもう少し詰める必要があるんじゃないか、あるいはせめて公募なりを見極めてやるっていうことが必要なんではないかと改めて思います。以上です。

○議長（山路 有君） 答弁は。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） この今後そのどういった活用をされるかというのは、今後の公募の結果によって、やはりこの事業者の提案を選考委員会をされるかどうか、ちょっとまだ、決まっていないですけど、この広域の中で選定をしていくということになってこようかと思っております。

で、村民の皆さまの説明に関しまして、昨年11月末だったですか、ヴィレステの方で皆さんに現状について説明を、広域と村といっしょになってさせていただいたところでありまして、その

際に現在サウンディング調査がその時点で終わったところだったので、こういった事業者がこういった提案をしておられます。というようなところについてまでは、説明をさせていただいたかなというふうに思っております。

現状、今後公募をして事業者が決まってくる過程におきましては、村民の皆さまへの、何かしらの周知を図っていく必要はあるかなと思っておりますけれども、11月末の時点でその会におきましては、どうしてもこれは認めれないのではないかというような意見はなかったように記憶をしているところでございます。

そういった状況を踏まえまして、今この手続きを進めていただき、また、先ほど申し上げましたように、やはり民間事業者にしてみれば、何かしらの広域としての方向性を知る部分が必要になってこようかと思っております。さまざま現状を踏まえまして、広域として、今、この方向性でやっていこうということでございますので、ご理解いただければというふうに思います。以上でございます。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。説明いただきましたので理解はいたします。ですが、他町のことちょっと議員さん方に聞いてみますと、あまり関心がないっていうかまあ日吉津村のことだگانという捉え方です。ですので、わたしはやっぱり、来年、正副管理者会、首長さん方で決定をされておるということを踏まえた中では、日吉津村が今こう早くに決定しなくてもいいのじゃないかっていうことを思っています。

やっぱり共同処理事務っていうことは、広域組合自体が全部そういうふうなことでやっていますので、うなばら荘を即そういうふうに進んでいくということは、今ちょっとこうわたしはなかなか賛成がし月らいなというふうに思っているんですね。今後、いい方向に向かって行ってほしいということは重々に理解はしていますけれども、ここで日吉津村が先だってしていくっていうことには、わたしは少し早いんじゃないかというふうに捉えています。

それと先ほど村長の説明の中で、広域議会で規約改正はしなくてもいいのじゃないかということがございましたけれども、規約に謳ってありますよね、広域議会で、それ町村で決めたらしてもいいっていう、そういうことではないんじゃないかというふうにも理解していますけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。あの、今回の規約の変更に関する協議につきましては、日吉津が他の市町に先立ってやるというわけではなくて、全ての構成市町村、9の市町村でこの度の6月議会に提案をし、そして足並みをそろえてこの広域としてのこの事務について協議をしていこうということの流れでございます。

もう1点ですけれども、手続きについては再度確認の部分ありますけれども、基本的には規約を作る際にもそういった手続きと、規約を作る際、広域を設立する際と同じ手続きになるというふうに認識をしておりますので、現状持ち合わせている資料の中では、規約変更については県の許可が下りれば、それをもって廃止になっていくということで理解をしているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。これは質疑というよりも、今後の手続きのことについてお伺いをしたいと思えます。この組合格約の一部を改正するというので、これら改正しようとするならば西部広域ですね、2市7町村ですか、これが9自治体が構成してです。同じように介護保険も同様、それから後期高齢も同様のことかなというふうに思います。

それでですね、各構成議会にこの規約改正がこの度出されていると思えます。それを各構成自治体は、これを同じように運営をしていくことの責務に基づいて、議会のした議決を経ていくということが必要になってきていると、それでですね、仮にこういう場合で一つでも二つでも仮にこれを否とした場合には、その後の手続き的な扱いというのはどうなっていくもんなんですかね。

ある議会ではこれが否となってしまったという場合に、どういう取り扱いをされるのかな。そこはわたし考えたこともなかったんですけども、まあ介護保険にしろ、後期高齢にしても同じようなことかなと思うんですけども、その辺は自治法なり手続き上はどういうふうになっていくんですか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えします。構成市町村の中で否としたところがあれば、それは協議ができる準備ができていないということですので、協議を県にすることができないということになると思えます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。ということはこうした広域で行政組合を作って

いる場合に、その構成の部分が一つでも否となった場合には、これが機能していかないということになるように今ご答弁があったんですけれども、そういうふうになることかなと今改めて思ったところですが、それに間違いございませんか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。先ほどの答弁の補足も含めてですけれども、基本的には今回の議会での議決を踏まえたところで、各構成市町村が協議を行うということです。この中に欠けるところがあれば、その協議は整わないということになるというふうに考えています。協議が整った場合は県に対して許可申請ということですので、先ほど課長、協議というふうに申し上げたかと思えますけれども、県に対しては許可申請という流れになってまいります。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） ないようですので質疑を終わります。

○議長（山路 有君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

午前 10 時 45 分 散会
